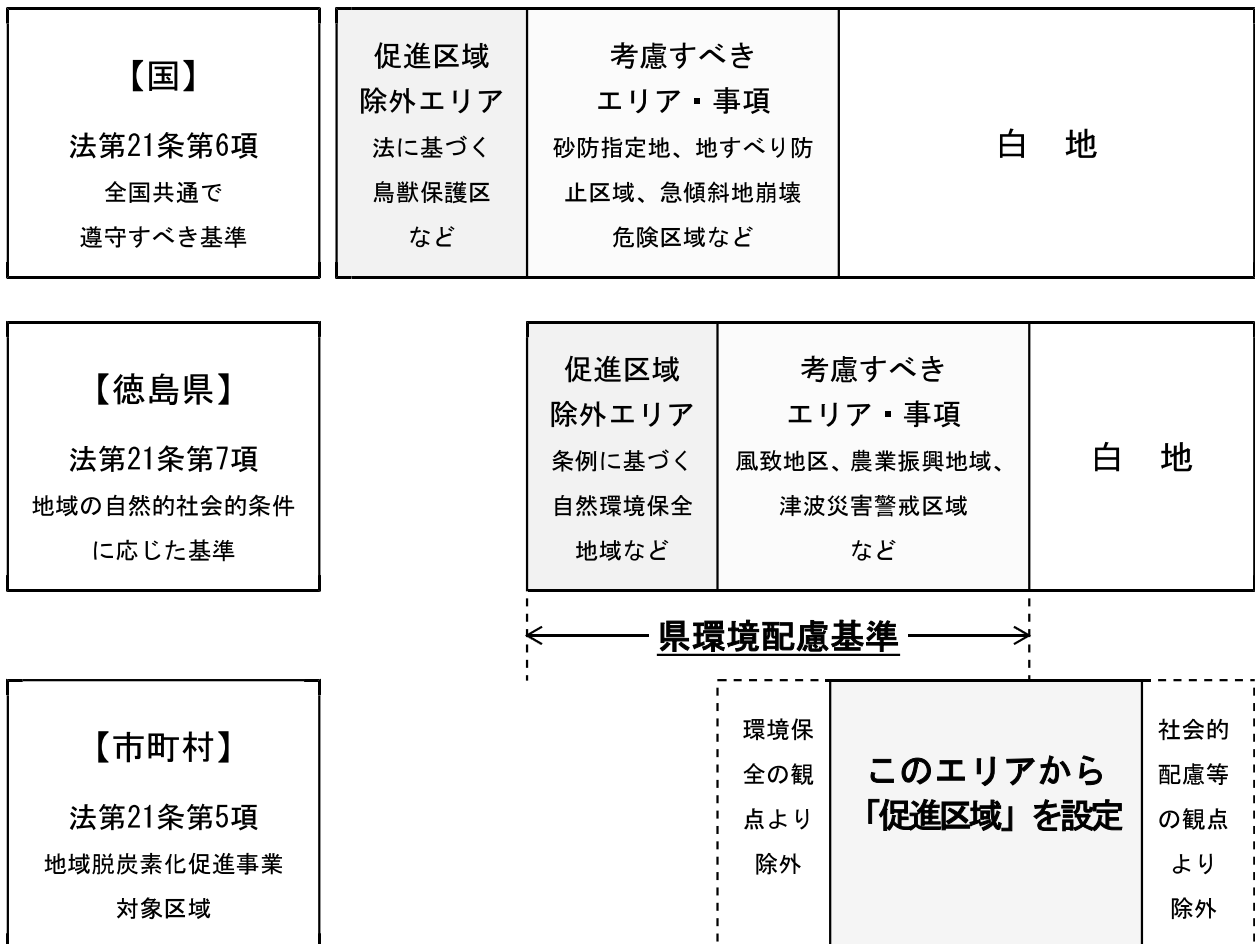


徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）概要

1 環境配慮基準策定の趣旨

改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準（太陽光発電設備）を策定する。

2 改正温対法における環境配慮基準の位置づけ



3 本県における環境配慮事項

- (1) 自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等）
- (2) 景観保全（重要伝統的建造物群保存地区、風致地区等）
- (3) 農地の保全（農地法等）
- (4) ため池の保全（農業用ため池の管理及び保全に関する法律等）
- (5) 保安林（森林法等）
- (6) 土砂災害防止（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- (7) その他環境配慮に必要と認められる事項（津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等）

※アンダーラインは、本県独自の特徴的な環境配慮事項